3. 帝政議会

3.1. 帝政議会の選挙制度

3.1.1. 帝政議会の選挙制度の概要

①任期　国会議員の任期は 5 年（国会法第 2 条）
②定数　524 名（1905 年 12 月 11 日規程）、442 名（1907 年 6 月 3 日規程）、446 名（1910 年以降）

3.1.2. 選挙区の編成

①選挙区には、県選挙区、州選挙区、特定都市選挙区、地域・身分別、教会別、民族別選挙区がある。選挙区の議員定数の原則は、中央諸県が居住者 25 万人につき 1 議員。
②ただし 1905 年 12 月 11 日規程では最低でも 1 県 2 議員以上。
③辺境地域が居住者 35 万人につき 1 議員。1907 年 6 月 3 日規程では、辺境地域、ヨーロッパ諸県のうち反政府派議員の多い選挙区で定数を削減。1905 年規程では、特定都市の過重代表が顕著で、人口 25 万から 35 万のいくつかの都市では、人口 6〜7 万人につき 1 議員となっているほか、定数の不平等もある。例えば、人口 106.1 万のモスクワの定数は 4 だが、人口 126.5 万のペテルブルグの定数は 6。
④イルクーツクは特定都市で独立選挙区だが、それより人口の多いトムスクは特定都市ではなく独立の選挙区ではないなど、1907 年規程では特定都市がすべて人口 25 万以上の 7 都市となったので極端な不平等はなくなった。
⑤地域・身分別、教会別、民族別選挙区では、ロシア人、正教徒、コサックに過重代表。例えば、トルクメニスタンでは、人口 92％の地元民から 6 議員、8％のロシア人から 7 議員。1907 年規程では、ワルシャワから 2 議員となっているが、大部分のポーランド人とユダヤ人の中から 1 議員、わずかのロシア人の官吏・将校の中から 1 議員など。

3.1.3. 議員の選挙区別内訳

①1905 年 12 月 11 日規程
選挙区数：135 選挙区　うち 26 特定都市選挙区（34 議員）、
33 地域・身分別、教会別、民族別選挙区（40 議員）
選挙区の議員定数：県選挙区の定数は 2〜15 名　特定都市選挙区の定数は 1〜6 名

地域別議員数：ヨーロッパ・ロシア	412 議員	（79%）
ポーランド	37 議員	（7%）
カフカース	29 議員	（6%）
シベリア・極東	25 議員	（4%）
中央アジア・カザフスタン	21 議員	（4%）

②1907 年 6 月 3 日規程
選挙区数：96 選挙区　うち 13 特定都市選挙区（7 都市、19 議員）
サンクト・ペテルブルク、モスクワ、キエフ、オデッサ、リガ、ワルシャワ、ウッジ
11 地域・身分別、教会別、民族別選挙区（34 議員）
選挙区の議員定数：県選挙区の定数は 1〜14 名　特定都市選挙区の定数は 1 〜6 名

地域別議員数：ヨーロッパ・ロシア	403 議員	（91%）
ポーランド	14 議員	（3%）
カフカース	10 議員	（2%）
アジア・ロシア	15 議員	（4%）

3.2. 帝政議会の活動

3.2.1. 第 1 国会＝当初から他機関と対立

①リベラルな国会と保守的な国家評議会との対立

→国家評議会、地方自治法の辺境の県における普及にブレーキをかけ、郷自治機関の創設を阻止

②国会と政府との農業問題をめぐる対立

1906 年 6 月、政府は地主地の強制収用の原則を否定する農業問題に関する発表を行なったが、国会は強制収用原則を放棄しないと宣言、政府退陣を要求。政府は 72 日目で国会を解散

3.2.2. 第 2 国会＝左翼勢力が伸張、社会主義者が 40%

①首相ストルィピンの「将来の改革プログラム」

土地改革（共同体的所有から私的所有への移行、自営農創出、耕地整理）、地方自治改革、地方裁判所改革（民選の共同体裁判所への司法権の委譲）、労働組合合法化、経済ストの処罰、労働時間の短縮、学制改革、財政改革、所得税の導入

②国会内反対派によるプログラムへの反発

予算法案と新兵募集法案への批判、右派議員提案の革命テロ非難決議の否決、政府による農業法実現も困難に直面

③102 日目で国会解散（1907 年 6 月 3 日の軍内武装蜂起？との関連）

国会の解散と同時に新「選挙規程」（国会の承認なしなので「10 月宣言」違反）

3.2.3. 第 3 国会＝保守派の 10 月党（オクチャブリスト）が優位、極右と極左は少数派

①穏健化した国会に対し、より保守的な立場から国家評議会が対立。立法が保守化

→ストルィピン改革の後退

②1911 年 9 月、ストルィピン、王党派により暗殺

3.2.4. 第 4 国会＝戦争の開始と帝政国会の終焉（帝政の崩壊）

1912 年秋	第 4 国会選挙
1914 年 7 月 19 日	第一次世界大戦の開始
	→国会（下院）多数派と政府とが団結
7 月 26 日	国会臨時会議で議長ロジャンコ、「ツァーリと忠良なる臣民の一体化」＝「挙国一致」
	戦時下の困窮とロシア軍の敗戦→団結の崩壊
1915 年夏	政府批判の激化と「国民信頼内閣」創設要求の高まり→内閣改造
1915 年 8 月	ツァーリ、最高総司令官に就任、大本営をベラルーシのモギリョフに移す
	国会内「進歩ブロック」の形成＝国会議員の 3/4 が加入
	綱領＝国民信頼内閣創設、改革と恩赦（政治犯釈放）の実施
1916 年 1 月以降	大臣会議議長（首相）交替相次ぐ[1]
1916 年 12 月	政府、反対派に対する抑圧を開始
	→国会の停止、地方自治体（ゼムストヴォ）・都市同盟の活動停止、軍事・産業委員会
	労働者グループの逮捕（サボタージュの容疑）
	→反政府的経営管理者層（「ブルジョア反対派」）、「進歩ブロック」の活動活発化
1917 年 2 月 25 日	第 4 国会停止（上下両院「休会」令、国会の受け取りは 27 日）
2 月 27 日	国会議員、国会臨時委員会創設
3 月 1 日	臨時政府の創設へ

[1] 歴代の大臣会議議長（Председатель Совета министров）の任期は以下のとおり。ウィッテ（С. Ю. Витте）1905 年 10 月 19 日～1906 年 4 月 22 日; ゴレムィキン（И. Л. Горемыкин）1906 年 4 月 22 日～7 月 8 日; ストルィピン（П. А. Столыпин）1906 年 7 月 8 日～1911 年 9 月 1 日; ココフツォフ（В. Н. Коковцов）1911 年 9 月 11 日～1914 年 1 月 30 日; ゴレムィキン 1914 年 1 月 30 日～1916 年 1 月 20 日; シチュルメル（Б. В. Штюрмер）1916 年 1 月 20 日～11 月 10 日; トレポフ（А. Ф. Трепов）1916 年 11 月 10 日～12 月 27 日; ゴリツィン（Н. Д. Голицын）1916 年 12 月 27 日～1917 年 2 月 27 日

表 1　帝政議会の会派構成[2]

	第 1 国会 1906 年 4 月 27 日 ～7 月 8 日	第 2 国会 1907 年 2 月 20 日 ～6 月 3 日	第 3 国会 1907 年 11 月 1 日 ～1912 年 6 月 9 日	第 4 国会 1912 年 11 月 15 日 ～1917 年 2 月 25 日
立憲民主党	161	98	54	59
勤労党	107(97)	104	13	10
自治党	70	76	26	21
進歩党	60		28	48
10 月 12 日同盟	13	54	154	98
ロシア社会民主労働党	(10)[3]	65	19	14
社会主義者=革命家党		37		
人民社会党		16		
国民党			97	120
右派			50	65
無所属	100	50		7

[2] 会派構成については多くの異説がある。
[3] 勤労党から離脱した 10 名が会派を結成した。